

建設リサイクル法第10条 電子申請による届出の手順について

【申請者用】

令和4年8月

(令和4年12月一部改訂)

建設政策課
事業・環境評価対策班

目 次 【申請者用】

はじめに	P 1
1. 届出の手順について	P 2
2. 届出内容及び受付状況の確認について	P 1 0
3. 交付物（届出済シール等）の交付について	P 1 3

はじめに・・・・・・・・【申請者用】

下記の資料は添付資料としてシステムにファイルを登録する必要があります。
申請を始める前に、あらかじめ添付資料(添付ファイル)を作成してください。

- 登録の際に必要なとなる添付資料（必要となる添付ファイル）
 - ・別表1～3（分別解体等の計画等）
 - ・案内図（位置図）
 - ・設計図、または写真
 - ・工程表
 - ・委任状（※代理申請の場合）
 - ・その他必要となる資料（任意）

※届出書（様式第一号）変更届出書（様式第二号）は作成不要です。
（システムに入力すると自動的に作成されます。）

※登録漏れ防止のため、添付資料ごとに1ファイル登録していただきます。
あらかじめ添付資料毎にファイルを分けて作成をお願いします。

※別表1～3（分別解体等の計画等）の様式は、下記のホームページに掲載
していますので、ダウンロードしてご利用下さい。

URL：<https://www.pref.oita.jp/site/recycle/todokedeyousiki.html>

※添付ファイルの形式は下記のものに限りますので注意して下さい。

- ・png、jpg、jpeg、gif、heif、heic、pdf、docx、xlsx、pptx、zip
（.xlsやxdwなどのファイルは登録できませんのでご了承下さい）

1. 届出の手順について【申請者用】

(1) ホームページから該当する市町村を選んでクリックしてください。



電子申請(オンライン届出)はこちらから

「届出対象地域（工事を行う地域）」の欄の該当する市町村をクリックしてください。

届出の対象地域 (工事を行う地域)	受付機関	担当課名等 (受付窓口)	問い合わせ先 (電話番号)
国東市	大分県 別府土木事務所	建築住宅課 建築住宅班	0977-67-0216 (直通)
姫島村			
杵築市			
日出町			
由布市	大分県 大分土木事務所	建築住宅課 建築住宅班	097-558-2147 (直通)
臼杵市	大分県 臼杵土木事務所	建築住宅課 建築住宅班	0972-63-4136 (代表)
津久見市	大分県 豊後大野土木事務所	企画調査課 建築住宅班	0974-22-1056 (代表)
豊後大野市			
竹田市			
玖珠町	大分県 日田土木事務所	企画調査課 建築住宅班	0973-23-2141 (代表)
九重町	大分県 中津土木事務所	建築住宅課 建築住宅班	0979-22-2110 (代表)
豊後高田市			
その他の市町	※大分市、別府市、佐伯市、日田市、中津市、宇佐市での工事については、こちらのホームページから届出はできません。これまでどおり、該当する市町村へ届出をお願いします。 ※各市町の受け付け担当窓口はこちら		

該当する市町村
をクリックする。



1. 届出の手順について【申請者用】

(2) 「ログインして申請に進む」をクリックしてください。


★建設リサイクル法第10条 届出書 (窓口：別府土木事務所) R4.12月版

入力状況 0%

大分県の「★建設リサイクル法第10条 届出書 (窓口：別府土木事務所) R4.12月版」のネット申請ページです。

★建設リサイクル法第10条 届出書 (窓口：別府土木事務所) R4.12月版とは
建設リサイクルの届出 (変更届含む) です。国東市、姫島村、杵築市、日出町で行う工事が対象となります。

制度詳細については [こちら](#)

クリック  **ログインして申請に進む**

ログインしていただくと、申請の一時保存ができるようになります。

OR

メールを認証して申請に進む

【参考】
「メールを認証して申請に進む」を選択して申請すると、申請後に編集ができないため、修正があった際に、全ての項目を最初から再度入力し直す必要が生じます。
アカウントを登録して「ログインして申請に進む」から申請をしてください。

1. 届出の手順について【申請者用】

- (3) 初回はアカウントの作成が必要です。画面に従いアカウントの作成をお願いします。アカウントを作成したら、メールアドレス、パスワードを入力してログインします。

① メールアドレス
パスワードを入力

② ログインする

※初回は、アカウントの作成が必要。
「Grafferアカウントを作成する」をクリックして、
画面に従いアカウントを作成する。
詳細は下記ホームページを参照。
<https://www.pref.oita.jp/site/denshishinseiportal/denshishinsei-faq0002184756.html>

1. 届出の手順について【申請者用】

(4) 「利用規約に同意する」をチェックして、「申請に進む」をクリックしてください。

★建設リサイクル法第10条 届出書（窓口：別府土木事務所）R4.12月版

入力の状況 0%

大分県の「★建設リサイクル法第10条 届出書（窓口：別府土木事務所）R4.12月版」のネット申請ページです。

★建設リサイクル法第10条 届出書（窓口：別府土木事務所）R4.12月版とは

建設リサイクルの届出（変更届含む）です。国東市、姫島村、杵築市、日出町で行う工事が対象となります。

制度詳細については [こちら](#)

① 「利用規約に同意する」をチェック 利用規約に同意する [利用規約を読む](#)

申請に進む ② 「申請に進む」をクリック

1. 届出の手順について【申請者用】

(5) 画面に従って、各項目を入力し、事前に準備した添付ファイルを登録してください。各項目を入力したら、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください。

★建設リサイクル法第10条 届出書（窓口：別府土木事務所）R4.12月版

入力状況 10%

申請者の情報

申請者の種別 必須

個人

法人

申請者の商号又は名称、及び代表者名（※申請者は「施主」です。施主が個人の場合は「個人」を選択してください。） 必須

大分建設株式会社 代表取締役 大分 太郎

申請者名称（カナ）※代表者名まで記入 必須

オオイタケンセツカブシキカイシャ オオイタ タロウ

郵便番号 必須

ハイフンなしの半角7桁で入力してください

8700000

連絡担当者名 必須

申請内容に確認が必要な際に連絡することがあるため、担当者の氏名を入力してください

5. 工程の概要及びその他添付資料

案内図（位置図） 必須

現場の位置が明示されたもの（住宅地図等でも可）

⇒ 「↑ファイルを選択…」をクリックし、事前に準備した添付ファイルを登録する

案内図.pdf

設計図・写真 必須

外観のわかる立面図等、また全体がわかる写真を1面以上

図面・写真.pdf

工程表 必須

任意様式で可。

工程表.pdf

その他 必要な資料 任意

その他に必要な資料があれば添付してください。（写真や図面を追加で添付したい場合もこちらに添付してください。）

⇒ ② 各項目を入力したら、「一時保存して、進む」をクリック

① 画面に従って、各項目を入力する

1. 届出の手順について【申請者用】

- (6) 「以上で入力は終了です。」と表示されたら、「一時保存をして、次へ進む」をチェックしてください。（プルダウンは選択する必要はありません。）

【注意】

プルダウンに「選択してください」と表示されていますが、何も選択する必要はありません。そのまま、次の画面へ進んでください。

★建設リサイクル法第10条 届出書（窓口：別府土木事務所）R4.12月版

入力の状況

90%

以上で入力は終了です。

解体工事については、別途「建築物除却届」の提出が必要となります。

必須

次のURLからインターネットでも申請できます。

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/18500/densisinsei-kentikujyutakuka.html>

上記について理解しました。除却届を別途提出します。

一番下の「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください。 任意

※プルダウンは選択する必要はありません。「選択してください」の表示から変えないでください。

選択してください

①「一時保存して、次へ進む」をクリック

一時保存して、次へ進む

< 戻る

1. 届出の手順について【申請者用】

(8) 以上で、申請が完了しました。

登録したアドレスに下のような届出完了の通知メールが送付されますのでご確認ください。

その後も、受付処理（受付完了、差戻し、交付物交付）ごとに、その都度メールが送付されます。

【通知メールの例】

大分県 スマート申請

申請が完了しました

完了メールを登録頂いたメールアドレスに送信しました。また、申請内容は[こちら（申請詳細）](#)からご確認くださいだけです。

アンケートのお願い

今回ご利用いただいたオンラインでの手続きについて、感想をお聞かせください。

オンライン手続きにはどのくらい満足いただけましたか？

☆☆☆☆☆

ご感想

今回行ったオンライン手続きに関する、ご感想やご意見をお聞かせください。

オンライン手続きの良かった点や、今後オンライン手続きをより良いものにするための改善点などを具体的にお聞かせください。

記載内容はご感想やご意見に限らせていただきます。ご質問や、申請内容に関する補足は、大分県までお問い合わせください。

利用規約に同意してアンケートを送信する

回答結果は、オンライン手続きを改善するために、本サービスを運営する株式会社グラファードと大分県が、共同で使用いたします。[アンケート利用規約を確認](#)

[ホームへ戻る](#)



件名

大分県 ★建設リサイクル法第10条 届出書（窓口：別府土木事務所） 申請

本文

「大分県 ★建設リサイクル法第10条 届出書（窓口：別府土木事務所）」の申請を受け付けいたしました。申請内容を確認後、順次処理を行いますので、今しばらくお待ちください。

■ 申請の種類
大分県 ★建設リサイクル法第10条 届出書（窓口：別府土木事務所）

■ 申請日時
2020-05-25 12:35:52

申請の詳細は、以下のURLからご確認ください。
<https://ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/00000000000000000000>

【問合わせ先】大分県別府土木事務所 建築住宅課
TEL: 0977-67-0216(直通)

※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できません。
※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファードが大分県公式サービスとして運営しています。
※ ご不明点やご質問は、大分県で受け付けています。大分県まで直接お問い合わせください。

2. 届出内容及び受付状況の確認について【申請者用】

(9) 申請完了直後に、申請の内容を確認する場合は、「こちら（申請詳細）」をクリックしてください。

大分県 スマート申請

申請が完了しました

完了メールを登録頂いたメールアドレスに送信しました。また、申請内容は[こちら（申請詳細）](#)からご確認ください。

申請の内容を確認する場合は、「こちら（申請詳細）」をクリック

アンケートのお願い

今回ご利用いただいたオンラインでの手続きについて、感想をお聞かせください。

オンライン手続きにはどのくらい満足いただけましたか？

☆☆☆☆☆

ご感想

今回行ったオンライン手続きに関する、ご感想やご意見をお聞かせください。

オンライン手続きの良かった点や、今後オンライン手続きをより良いものにするための改善点などを具体的にお聞かせください

記載内容はご感想やご意見に限らせていただきます。ご質問や、申請内容に関する補足は、大分県までお問い合わせください。

利用規約に同意してアンケートを送信する

回答結果は、オンライン手続きを改善するために、本サービスを運営する株式会社グラフィアーと大分県が、共同で使用いたします。[アンケート利用規約を確認](#)

[ホームへ戻る](#)

2. 届出内容及び受付状況の確認について【申請者用】

(11) 申請以後は、画面右上のプルダウンから「申請一覧」をクリックすると、これまで申請した手続きの一覧を確認することができます。

※「メール認証」で申請した場合は、表示されませんので、ご了承下さい。



これまで申請した手続きの一覧を確認することができます。



3. 交付物（届出済シール等）の交付について【申請者用】

- (12) 「届出済シール」が交付されると、下記のような通知メールが送付されます。
(10) の詳細画面に「交付物」のタグが表示されるのでクリックしてください。

【交付物（届出済シール等）の発行の通知メールの例】

大分県 建設リサイクル法第10条 届出書（窓口：別府土木事務所） 交付物発行のお知らせ

差出人 : noreply@mail.graffer.jp (参照/登録)

日時 : 2022年07月01日（金） 21:46

To : [REDACTED]

「大分県 建設リサイクル法第10条 届出書（窓口：別府土木事務所）」の交付物が発行されました。

■ 申請の種類
大分県 【テストVer.3+】建設リサイクル法第10条 届出書（窓口：別府土木事務所）

交付物は、以下のURLからダウンロードいただけます。
https://sandbox-ttzk.graffer.jp/[REDACTED]



申請一覧 / 申請詳細

★建設リサイクル法第10条 届出書（窓口：別府土木事務所）R4.12月版

この申請を元に新規申請

申請基本情報 申請内容 **交付物** (10) の画面に「交付物」のタグが表示されるので、クリック

申請番号
4667-7766-1302-0747239

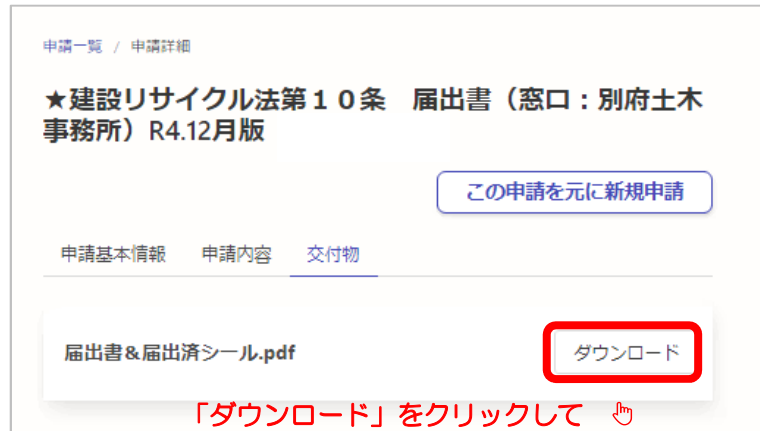
申請先
大分県

対応ステータス
処理中

手続き名称

3. 交付物（届出済シール等）の交付について【申請者用】

(13) 画面が切り替わるので「届出書」及び「届出済シール」をダウンロードして下さい。
「届出済シール」については印刷して、現場の見やすい箇所に掲示してください。



「ダウンロード」をクリックして
交付物をダウンロードして下さい。



【交付物（届出済シール等）の例】

受領書

再資源化等に関する法律第10条に基づく届け出書(通知書)を

1 受 付 日 2022/12/02

2 発 注 者 氏 名 大分建設株式会社 代表取締役 大分 太郎

3 工 事 の 場 所 大分県 杵築市 大字〇〇 〇〇〇〇番地

受 付 番 号 : (電)4667776613020747239

届出済みシール(印刷用)

届出済みシール(印刷用)を切り取り、工事現場に掲げる標識の余白又は文字を隠さない場所に貼り付けて下さい。

建設リサイクル法届出済	
受付日	2022/12/02
受付番号	(電)4667776613020747239
別府土木事務所	

届出済みシール
(印刷用)

印刷の上、現場の掲示板等の
見やすい場所に掲示して下さい。

様式第一号 申請者の控えの届出書になります。(A4)

届 出 書

大 分 県 知 事 殿 届 出 日 2022/12/02

大分建設株式会社 代表取締役

〒880-0000 大分県杵築市大字〇〇 〇〇〇〇番地

〒880-0000 大分県杵築市大字〇〇 〇〇〇〇番地

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事の概要

① 工事の名称 〇〇〇部 解体工事

② 工事の場所 杵築市 大字〇〇 〇〇〇〇番地

③ 工事の種類及び規模

☑建築物に係る解体工事 用途 専用住宅、階数 地下1階、工事対象床面積の合計 81 m²

☑建築物に係る新築又は増築の工事 用途 共同住宅、階数 2階、工事対象床面積の合計 501 m²

□建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途 階数 積算代金 万円

□建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 積算代金 万円

④ 請負・自主施工の別: 請負 口 自主施工

2. 元請業者(請負契約によりないで自ら施工する場合は記載不要)

フリガナ 〇〇建設工業 代表取締役 〇〇太郎

① 氏名(法人にあっては番号又は名称及び代表者の氏名) (株)〇〇建設工業 代表取締役 〇〇太郎

② 住所 〇〇県〇〇市〇〇町大字〇〇 〇〇〇番地

③ 許可番号(登録番号) 〇〇〇〇〇〇

④ 建設業の場合

建設業許可 国土交通大臣〇〇知事 (般) 一〇〇〇〇号 (ア2)R2/2 工事業)

主任技術者(監理技術者)氏名 技術 四級

□解体工事の場合

解体工事業登録 知事 号

技術管理者氏名

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定を受けた年月日
(請負契約によりないで自ら施工する場合は記載不要)
2022/12/02

4. 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1
建築物に係る新築工事等については別表2
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3
により記載すること。

5. 工程の概要

別紙のとおり (工事着手予定日) 2022/12/09 (工事完了予定日) 2022/12/16

(注) (できる限り)図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、別紙のとおりと記載し、別紙を添付すること。

1. 届出書には、経費箇所にしるしを付すること。
2. 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明確な写真等を添付すること。

※受付番号 (電)4667776613020747239

最後に・・・

工事を行う地域毎に受付窓口が異なります。お問い合わせは下記の窓口へお願いします。

●届出対象地域はこちら

工事を行う地域	受付窓口 (土木事務所)	担当課名等	電話番号
国東市 姫島村 杵築市 日出町	大分県 別府土木事務所	建築住宅課 建築住宅班	0977-67-0216(直通)
由布市	大分県 大分土木事務所	建築住宅課 建築住宅第一班	097-558-2147(直通)
臼杵市 津久見市	大分県 臼杵土木事務所	建築住宅課 建築住宅班	0972-63-4136
豊後大野市 竹田市	大分県 豊後大野土木事務所	企画調査課 建築住宅班	0974-22-1056
九重町 玖珠町	大分県 日田土木事務所	企画調査課 建築住宅班	0973-23-2141
豊後高田市	大分県 中津土木事務所	建築住宅課 建築住宅班	0979-22-2110

※大分市、別府市、佐伯市、日田市、中津市、宇佐市での工事については、大分県のホームページからの届出はできません。これまでどおり、該当する市町村へ届出をお願いいたします。

